

## 釧路集治監教誨師時代の原胤昭\*

片 岡 優 子\*\*

### はじめに

原胤昭(1853-1942)は我が国における監獄改良・出獄人保護事業(現在の更生保護事業)の先駆者である。原は1853(嘉永6)年江戸町奉行所与力の家に生まれ、明治維新後東京府職員となるが、69(明治2)年に辞職する。74年に東京第一長老教会で受洗し、日本初のキリスト教書出版社十字屋を開業する。84年から95年までキリスト教教誨師として兵庫仮留監や北海道の集治監で活躍し、その後97年に東京出獄人保護所原寄宿舎を開設した。1908年に中央慈善協会幹事に就任し、雑誌『慈善』の編集にも携わった。09年には児童虐待防止活動に着手し、14年に労働者層のための小住宅経営をするなど、生涯にわたって幅広い活動を行った。

筆者は「原胤昭の生涯とその事業」をテーマとして研究を続けている。これまでに「築地・銀座における原胤昭の活動」(『社会事業史研究』第33号2005年10月)という論文を發表し、プロテスタント・キリスト教草創期信徒としての原の活動を考察した。次いで「原胤昭の生涯とその事業—兵庫仮留監教誨師時代を中心として—」(『関西学院大学社会学部紀要』第100号2006年3月)という論文を發表し、これまでほとんど解明されていなかった兵庫仮留監時代の原の事績について言及した。これらを受けて本稿は、原の釧路集治監教誨師時代の事業と思想、ならびに諸活動について明らかにすることを目的とし、研究対象時期は1888(明治21)年1月から1892(明治25)年11月までとする。

次に先行研究について見ていくが、ここでは釧

路集治監時代と樺戸集治監時代を併せて捉え、北海道集治監時代全体(1888年1月から1895年11月末)の今後究明すべき課題について整理していくこととする。まず、小池(1973)『鎖塚—自由民権と囚人労働の記録』は、「五 囚人労働をたたかった人々」において北海道集治監における原たちの囚人労働廃止へ向けた取り組みに焦点を当て、その成果に関して明治「二十年代の人権闘争として評価されるべきものであろう」(小池1973:163)としている。しかしながら、その活動が原の教誨師としての監獄改良事業の一環であったことに関連して究明されていない。次に、重松(1981)「第四章第四節硫黄山アトサヌブリ採掘の苦役と釧路集治監」『北海道行刑史』や三吉(1984)「北海道における原胤昭」『キリスト者社会福祉事業家の足跡』があるが、これらはいずれも原の唯一の伝記といわれる若木(1951)『更生保護の父原胤昭』の内容に基づいて書かれている。しかしながら、若木(1951)は、北海道集治監教誨師としての活動に関する記載がわずか2ページのみで、しかもその内容は、原が北海道へ囚人を護送することに「ちゅうちよせざるを得」(若木1951:60)ず、意思に反して北海道に赴任することになったという見解を示し、さらに原が囚人を三井炭鉱で使役することに反対して「決然辞表を提出して明治二十八年の十二月東京へ帰ってきた」(若木1951:63)とするなど、原の著作等の史料から判断すると事実とは言い難い記述がある。また、安形(1995)「原胤昭免囚の父」は原の著書や論文等に基づく実証的研究であるが、原の北海道における「監獄改良の努力についての詳細は『行刑改革者の履歴書』に譲る」(安形1995:211)とし、「免囚の父」としての原に重点

\*キーワード：キリスト教教誨師、監獄改良、出獄人保護

\*\*関西学院大学大学院博士課程後期課程

を置き、北海道における出獄人保護事業について明らかにしている。その小川・中尾(1983)『行刑改革者の履歴書』に所収されている中尾(1983)「原胤昭」は、原の北海道集治監教誨師時代の論文に焦点を当てて言及しているが、囚人労働廃止へ向けた取り組みについては書かれておらず、「行刑の人道化」のために「受刑者や刑余者に対する教誨と保護」に取り組んだ「行刑改革者」としての原について論じている。このように、原の北海道集治監時代に関してこれまで明らかになったことは、釧路集治監や空知集治監における囚人労働廃止へ向けた取り組み、北海道における出獄人保護事業、及び、原が『監獄雑誌』等へ投稿した論文の論旨についてである。それゆえ、原が任務として行った教誨と監獄改良事業の解明、伝道活動、及び、1895年11月に北海道集治監教誨師を連袂辞職した真の理由については、これから明らかにしてゆかねばならない課題として残されていることになる。

そのため、本稿では原の釧路集治監教誨師時代を解明していくために、上記課題のうちの教誨、監獄改良事業、伝道活動と、さらに原が「第二之目的」(原1890:1252)と述べる出獄人保護事業を中心に考察していくこととする。これらの課題を究明していくために、原の『日記』<sup>1)</sup>や書簡、論文等、現在渉猟の及ぶ限りの史・資料を活用する。

## 1. 北海道集治監の概要

ここで原が赴任していく北海道の集治監について概観する。明治以降我が国の刑法を編纂していく際に、大幅に流刑を認めるフランスの刑法を参考にしたため、未開の島地を開拓し殖民するという流刑が取り入れられた。1878年に元老院は囚人たちを特定の島嶼に流し総懲治監とするという決議をし、北海道を流刑先として選定した。その目的とは「第一は、改正刑法の実施によって処断せられる長期の受刑者をば北辺未開発の地に送って

自耕自食せしめ、内地に於ける拘禁の負担を免るゝと共に危険分子を排除して社会的治安の維持を完ふするであり、この第二は、徒流刑囚徒の労働力を活用して北海道の開拓に当らせ国家の資源を開発するであり、その第三は、これら受刑者の悔過遷善を促し、人口希薄な北海道に安住の天地を与へ自立更生せしめんとする」(東1940:297-298)ことであった。

82年1月から施行された刑法及び監獄則にしたがって、内地にある東京及び宮城の両集治監には旧法である改定律令で処断された懲役終身囚及び刑法による禁獄囚(刑期6年から11年の自由刑で内地の獄に入れ定刑に服さない国事犯)を、北海道の樺戸に新設された集治監には島地監獄として無期及び12年から15年の長期の徒刑囚・流刑囚と旧法の懲役終身囚を収容することと定められた。しかしながら、北海道の集治監は当初総懲治監として構想された11,000名収容という巨大規模には遠く及ばず、81年9月に開庁された樺戸集治監の収容定員は1,700名程度で、82年7月に開設された空知集治監も1,200名の収容規模に留まったから、北海道の集治監には刑法により処断されたすべての徒刑囚・流刑囚を収容する能力はなかった。このため北海道に送ることのできない徒刑囚・流刑囚を内地に留めておかなければならず、84年7月に仮留監制度が設けられた。仮留監とは集治監に準ずる内務省直轄の監獄であり、北海道に発遣すべき徒刑囚・流刑囚を一時的に収容するものであった。

北海道の集治監は当初内務省直轄であったが、86年の北海道庁設置にともなって道庁の管轄となり、87年1月4日北海道庁令第一号をもって、樺戸・空知・釧路(85年9月開庁)の三集治監を樺戸監獄署、空知監獄署、釧路監獄署と改称した。90年7月23日に、三監獄を旧称に復し、樺戸集治監、空知集治監、釧路集治監と称するようになった。91年には北海道集治監官制が定められ、開拓作業の一層の効率化を図るために、樺戸を北海道

1) 本稿で引用する原の『日記』とは、三栖達夫(1998)「原胤昭の日記にみる標茶への道」『釧路集治監教誨師原胤昭の標茶日記とその足跡』に掲載された1888年1月1日から同年11月28日まで、及び、1889年9月8日と12月31日のみの『日記』を引用したものである。三栖は『日記』の掲載に際し、「この日記は原胤昭の三男故・原梅三郎氏の長男・周作氏から、北海道地方更生保護委員会の安形静男氏に寄せられたものである。それを、原周作氏のご了解を得てここに全文を記すことができた」(三栖1998:74)としている。

集治監本監にし、空知、釧路、網走（91年6月開庁）をそれぞれ分監とした。さらに95年4月に釧路分監帯広出張所が昇格して十勝分監となる。同年7月に開拓事業が一段落し、北海道集治監は北海道庁所管から内務省所管に復した。96年には一時的に拓殖務省所管となったが、翌97年に内務省所管に戻る。そして97年1月の英照皇太后逝去による大規模な恩赦により、集治監から釈放された人々は各々内地の釈放地監獄へと送られた。この恩赦によって囚人の数が最も減少した網走分監は98年11月末に閉鎖された。その後も刑期が短縮された囚人たちが毎年集治監から釈放されたために、集治監の統廃合が実施され、1901年に釧路分監と空知分監が廃止となり、網走分監が再開された。03年に監獄官制の発布により、集治監の名称が廃止され、樺戸、十勝、網走分監は各々樺戸監獄、十勝監獄、網走監獄と称されることとなり、集治監・仮留監制度が廃止となった。

## 2. 釧路集治監教誨師就任に至る経緯

1884年7月、原は兵庫仮留監教誨師として神戸に赴任する。原は「臨房教誨」（原が監房内へ入り、囚人と面談する）や「個人教誨」（個人教誨室を設け、囚人と教誨師のみで面談する）等の教誨方法を考案し、個別処遇を重視した。さらに、囚人ごとに「カード」を作成し、教誨の内容をふまえて囚人個々の改悛状況等を記録した。これは日本におけるケース記録の濫觴である。また、原は仮留監の教誨を行うだけでなく、山縣有朋内務大臣や清浦奎吾<sup>2)</sup>警保局長の命令により全国の監

獄を視察し、各監獄の現状に関する報告書や改良へ向けての意見書を上申するなど、監獄改良へ向けた国家的な取り組みに参画することになる。原はその業務について、清浦警保局長の命を受けて「地方監獄を巡回して治獄の実情を詳知し」、「悲惨な獄内の状況や獄政の暴挙を詳に内報して当局の参考に資」していたと述べている（中央社会事業協会1933：34）。また、原は欧米の獄事について、アメリカン・ボードの宣教医J.C.ベリー（John Cutting Berry）から情報を得るとともに、日本組合神戸基督教会（神戸教会）信徒の支援を受けて職務に専心したのである。

その当時北海道へ送られた囚人は、北海道開発のための苛酷な労働に従事させられ、生きて帰ることができないと噂されていた。原は囚人の労働実態を確かめるため、釧路集治監への視察を願い出た。内務省から出張を命ぜられた原は、1887年8月6日に釧路集治監へ到着した。その翌日アトサプテ硫黄山へ行き、硫黄採掘現場の視察を行った。囚人たちは硫黄採掘現場から発生する亜硫酸ガスによって目や呼吸器を傷め、苛酷な労働と栄養不足のために水腫病（脚気）となり、死亡者傷病者が続出していた。中には看守に惨殺される囚人も少なくなかった。原は内務省の清浦警保局長に復命するとともに、大井上輝前<sup>3)</sup>釧路集治監典獄（現在の刑務所長に相当）に現場の悲惨な現状を報告し、囚人による硫黄採掘労働を中止するよう進言した。大井上は原に釧路集治監教誨師として赴任することを要請し、これに応えた原は「自ら求めて」釧路へ赴任することとなった。

前述のように、これまでの原に関する先行研究

2) 清浦奎吾は1876年に司法省入省後治罪法や刑法の制定に携わり、81年に内務省警保局長となってからは監獄改良を推進し、数々の取り組みを行った。原にとっては兵庫仮留監教誨師時代から監獄改良を推進していく上での上司であり、支援者であった。後に原が97年に設立した東京出獄人保護所原寄宿舎の協議員となり、終生にわたって原の事業を支援した。

3) 大井上輝前（おおいのうえてるちか）の略歴を重松（2004：139-143）から抜粋して引用する。大井上は1848（嘉永元）年10月22日、四国伊予大洲に大洲藩士の四男として生まれた。63（文久3）年にアメリカへ留学し、西欧事情と語学を学んだ。帰国後69年6月箱館府四等弁官（通訳官）に任ぜられ、北蝦夷地詰を命ぜられた。71年4月開拓大主典としてロシアに出張した。帰国後結婚。その後も開拓使を窓口とした政府の対露渉外事務に従事し、75年5月7日の千島樺太交換条約の締結に尽力した。82年2月8日開拓使廃止と同時に内務省准委任御用掛を命ぜられた。83年10月から監獄局の事務取扱を命ぜられた。84年11月北海道集治監建設事務取調のため釧路出張を命ぜられ、以後釧路集治監建設に携わった。釧路集治監開庁に際し、85年9月30日付で初代典獄に任ぜられた。北海道集治監典獄非職後は、札幌へ移転、札幌区会議員に選出され、札幌の市政の発展に貢献した。07年に子女の住む東京へ移り、12年1月に65歳で逝去した。大井上に関する研究は、重松（1981：253-270）及び重松（1990：29-69）がある。

は、若木(1951)の内容にしたがい、兵庫仮留監から北海道の集治監へ囚人を護送するため、当局が原にその同行を要請し、原は躊躇しつつもそれに応じて北海道へ出張したとしている。しかしながら、原は1933年5月に行われた「北海道時代を回顧する座談会」において、「私は特に先発の囚人等の状況を視察するために北海道を巡視してみるとそれはひどいとも乱暴とも何ともお話にならない惨虐さでありました。理も否もありやしない、一言でも反抗すれば直ぐ切り倒してしまふ。これでは彼等囚人は教誨師が自分達を欺してこちらへ連れて来たのだと思ふだらう。実際私もさう思ったので、これではならぬ何とかしてやらなければならないと思いました。実際そのひどさは話で聞いただけでは事実とは信じられない程です、その時私の見たのは硫黄山です(中略)この実況視察で私の心は非常に動きました。自ら求めて北海道釧路監獄署の教誨師となり」(中央社会事業協会1933:94-95)ましたと述べている。それはすなわち、釧路集治監の囚人たちがアトサヌプリ硫黄山において硫黄採掘労働の際に「一言でも反抗すれば直ぐ斬り倒」される状況を見て「一人でも神の子を救ひたいとの念」を抱き、自ら望んで釧路に赴任したのであった(中央社会事業協会1933:95)。そのため、原の釧路における監獄改良事業の最優先課題は囚人による硫黄採掘労働を廃止させ、併せて囚人が看守によって惨殺されるというような非人道的処遇を改善することであった。

### 3. 監獄改良事業

#### (1) 釧路集治監とアトサヌプリ硫黄山における囚人労働

ここでは釧路集治監の概要とアトサヌプリ硫黄山での囚人労働について概観する。釧路集治監は1885年9月15日、北海道釧路国川上郡熊牛村標茶(現標茶町)に設けられ、二万五千坪の開墾予定地を所有していたが、囚人たちに最初に課せられたのはアトサヌプリ硫黄山の硫黄採掘労働であった。開庁に伴い、東京及び宮城の仮留監や空知集

治監から囚人が移送されてきた。翌86年1月26日には北海道庁が置かれ、釧路集治監は同庁の管下となり、同年3月に宮城仮留監や樺戸集治監から囚人が収監され、11月にはさらに東京と宮城仮留監から囚人が収監され、ウヌンゴイチャルシベ(現在の弟子屈町内)に硫黄山外役所(仮監獄舎)を置いた。

硫黄山の現場では、開庁以前の85年7月より山田朔郎(福井県出身の実業家山田慎の子息)がアトサヌプリ硫黄山の経営を譲り受け、借区の許可を得て経営を行っていた。86年に、山田と釧路集治監との間に契約が交わされ、百数十名の囚人が山田に貸渡された。囚人たちは硫黄採掘や運搬、雑業に従事させられた。

また、金融資本家の安田善次郎が86年1月の北海道庁発足時に道庁の現金取扱方を引き受け、北海道への資本進出を開始した。次いで86年11月12日から「硫黄山の調査に取掛」かった(矢野1925:付録14)。87年1月には、山田に代わって安田が硫黄山の借地権譲渡を北海道庁に申請した。道庁より許可を得た安田は、さらにその名義を子息の善之助(2代目善次郎)に変更した。同時期に、農商務省鉱山局技手であった三田守一による「釧路硫黄山報告」が『日本鉱業会誌』に発表され、精緻な調査結果に基づき、採掘、精錬及び運搬に関する各々の改良方法が論じられている(1886:29-40)。外役所の設置と安田側の現地調査、及び三田による調査の時期が一致している。三田の報告の直後から、安田は採掘方法の改良、輸送のための鉄道敷設を行っている。その当時、硫黄採掘労働に従事する囚人の工賃は日給15銭であったため、一般相場の40銭と比べて格安であった。釧路集治監の囚人が硫黄山外役所に派遣され、安田は資本をさらに投入した。

#### (2) 釧路集治監在勤中の辞令内容と1888年の動向

ここでは釧路在任中の原の辞令<sup>4)</sup>の内容を見ることにする。

明治21年4月2日釧路監獄教誨師被命月俸金35円被給与釧路監獄署同年8月2日御用有之

4) 原の辞令は北海道樺戸郡月形町の月形樺戸博物館(旧北海道行刑博物館)所蔵の「履歴書」の内容を引用している。

上京ヲ命ス同年11月1日自今月俸40円給与明治22年3月21日御用有之厚岸外役所へ出張ヲ命ス明治24年1月5日職務特別勲励付為慰勞月俸半額給与釧路集治監同年3月19日囚人教誨ノ為網走宿泊所へ出張ヲ命ス同年3月31日自今日給1円35銭給与同年6月6日御用有之網走囚人宿泊所へ出張ヲ命ス同年9月8日北海道集治監教誨師ヲ命ス但月俸40円釧路分監詰ヲ命ス明治25年11月28日北海道集治監へ出向ヲ命ス

辞令にあるように、原は1888年4月2日付で釧路監獄署教誨師に就任し、同年8月2日には東京(内務省)への出張を命ぜられた。厚岸や網走へも出張して教誨を行っている。集治監の名称変更に伴い91年9月8日付で釧路分監教誨師となる。92年11月28日付で樺戸・本監への出向を命ぜられた。

さらに、原が釧路集治監へ赴任していく1888(明治21)年は原の日記が公開されているので、それを引用(以下「」内は日記の引用である)しつつ、この年の原の動向を把握していくことにする。1月8日「新典獄長屋又輔来神」。年初より兵庫仮留監の典獄が阪部寔から長屋又輔に代わり、その長屋が神戸に赴任した。1月11日「教誨ノコトニ付新典獄ノ意見ヲ問フ 如旧取扱フヘシト 感謝」とあり、新任の典獄に教誨の方針を確認している。このことはまた、典獄の指揮下ではあるが、教誨を行うにあたって相当な裁量が与えられていたことを示している。そして、原の北海道転勤へ向けての具体的な動きが見られる。1月16日「大井上へ書留便発ス」。1月24日「清浦へ贈書 大井上ヨリ来書出向ノ紹介書出シタリト」。清浦へ手紙を出している。また、原の釧路赴任以前から、釧路監獄署典獄大井上輝前との緊密な人間関係がすでに形成されていたことが察せられる。1月28日には「北海道釧路監獄署へ出向

被申付 阪部ニ謝ス」。同日付で原は釧路監獄署へ出向を命ぜられたが、釧路赴任を阪部に感謝している。原が自ら望んで釧路集治監へ赴任したことがうかがえる記述である。

2月11日には原の送別会<sup>5)</sup>が行われた。その席上で、京都から駆けつけたベリーが監獄改良に関する演説を行い、原の監獄改良事業の一層の発展を祈念した。2月14日「午前十時 支度整へ出発」。2月16日に東京へ到着。2月28日「山田大臣ニ逢フ」。山田大臣とは当時の司法大臣山田顕義である。2月29日と3月1日に「岩村長官ニ逢フ」。今村長官とは当時の北海道庁長官であった岩村通俊である。3月8日に釧路へ向けて出港。3月11日午前8時に函館に到着。3月15日には「本日函館新聞ニ云フ」とあり、新聞に掲載された自らの記事について記している。当該『函館新聞』3月15日付記事の内容は、「原胤昭氏同氏が吾国監獄の改良に熱心なるは世の人の熟知するところなり已に各地の監獄を大方巡視し北海道の各集治監獄も両回ほど巡視したる事ありこれまで神戸の仮留監にありしが今度釧路集治監の教誨師として赴任する事になり先頃来函あり船便次第釧路に赴むかるべしといふ」というもので、原の監獄改良事業はすでに「世の人の熟知するところ」であった。

いよいよ3月26日午後4時函館港出港。3月27日午後3時釧路港に着く。3月31日午後5時50分釧路監獄署所在地である標茶に到着した。4月1日「大井上来訪ス午後二時マテ横田ニテ談話」。4月2日釧路監獄署に出勤し、教誨師の辞令を受け取る。5月3日「山田・岩村へ投翰」。6月7日「岩村長官 大井上典獄等来標 英人メイク<sup>6)</sup>来ル 岩田来ル」。6月17日「岩村長官転任 釧路ヨリ直ニ帰札 大井上又随行」。

さらに上記の辞令にあるように8月には内務省の命により東京へ出張した。内務省へ行き書類を提出し、警保局長の清浦奎吾に面会しているが、

5) 原の送別会の内容を伝える記事は、『基督教新聞』1888年3月7日241号1頁の教報欄「ベリー氏の監獄意見」にあり、「予て専ら牢獄の事に志を用る既に自ら罪囚の教誨感化に従事して其経験を積み実効を取められたる兵庫仮留監教誨師なる原胤昭氏が這回其筋より北海道釧路集治監の教誨師に命ぜられて其任地に赴むかることとなりしに兵庫神戸の有志諸氏が去月11日午後一時より此会に臨まれたるが中にも当時西京に居らるる米国医学博士ジョン、シー、ベリー氏は予て原氏の知友なるのみならず監獄改良の事には非常なる熱心家なるが故に其日はわざわざ京都より神戸に赴きて其会に臨み其所感を以て一場の演説をせられし」と記されている。

6) C.S.メイクのことで、北海道庁が雇った技師である。釧路港の設計にも携わった。

日記には次のような記載のみが記されている。8月2日「御用有之東上京ヲ申付」。8月9日「午後三時十五分帰京」。9月1日「内務省へ出仕」。9月8日「内務ニ出仕 清浦へ呈書」。9月9日「清浦ニ逢フ」。そして、業務を終えた原は9月23日横浜から高砂丸に乗りこみ、北海道へ向けて出発、9月30日標茶に到着した。

### (3) アトサヌプリ硫黄山での囚人による硫黄採掘労働の廃止

硫黄山外役所の廃止、囚人による硫黄採掘労働廃止に関して、当時の記録である「釧路分監沿革」<sup>7)</sup>には「其惨状黙過スヘカラス且ツ硫黄借区人安田善次郎ニ於テハ硫黄精錬所モ鉄道敷設ノ后ハ之ヲ標茶ニ移スヘキ計画故ニ従前硫黄山ニ要シタル人夫ハ転シテ多クハ標茶ニ必要ナル趣旁右外役所廃止ノ義六月中稟議七月三十日ヲ以テ認可セラル十一月ニ至リ残務全ク整頓同月二十六日該所ヲ閉鎖シ同日囚徒及ヒ吏員拳ナ本署ニ帰リタリ」(釧路分監1891:466)と記されている。こうして1888年11月26日に硫黄山外役所は閉鎖され、囚徒と吏員は釧路監獄署に帰署した。このように、原は87年8月アトサヌプリ硫黄山を視察した際に「不法残虐」な行為を目撃し、それについて内務省に復命するとともに囚人による硫黄採掘労働の廃止を大井上典獄に進言した結果、翌88年11月にその廃止がなされたのである。

また、上記の辞令や日記にも記載があるように、原は88年の8月から9月にかけて内務省へ出張しているが、その目的について日記等には言及していない。しかしながら、原は1890年1月10日付の新島襄<sup>8)</sup>宛書簡の中で「監獄ニ対スル小生カ働ハ幸ニ第一之目的ヲ達シ候、則チ先年来北海道

監獄ニ被行候不法残虐ニ囚徒ヲ惨殺撲倒非命之死ヲ与フル之事ニ御座候一昨年目撃之儘実ヲ發イテ報道書ヲ局者ニ出シ、且其局之大臣方ヘモ直接ニ其实ヲ吐露致候処、頗ル意外之感アリシ容子ナリシカ忽チ内務之内訓出テ、傍其方針ヲ換ヘ、就中当釧路監獄ハ其魁タル場所ニ候」(原1890:1252)と述べているため、出張の目的は北海道の監獄において以前より行われていた囚人に対する不法残虐行為を廃止するよう折衝を行うことであったと考えられる。原は内務省へ「報道書」を提出するとともに大臣らにも面会して報告したところ、内訓が発せられ、省内の方針が変更された。こうして釧路監獄署では囚人たちの処遇の改善が図られることになり、原は「第一之目的」を達したのである。

では、囚人たちの罹患や死亡の状況はどのようなものであったのだろうか。「釧路分監沿革」によると、87年の囚人の死亡は81名であるが、翌88年の死亡は13名に減少し、「病因及死亡」の欄に「二十年硫黄山外役所ニ於テ硫黄採掘ニ使役セシ囚人ニ水腫病、痲瘰癧熱腸加答児病ニ罹リシモノ多クアリシノミニテ其他ニ風土病ト云フ程ノモノナシ 役業ニ起因シタルモノハ冬季外役ニ使役セシ囚人ニシテ眼病(即チ雀眼トリメ)ニ罹ルモノト外傷(即チ凍傷)ニ罹ルモノ往々アリ既ニ二十年中ハ凍傷患者六百余名の多キニ及ヘリ二十一年以後ハ追々予防ノ行届キタルニヤ漸次減少セリ」(釧路分監1891:458)と記入されている。このように、囚人たちの処遇に改善が見られ、眼病や凍傷なども減少したのである。

7) 「釧路分監沿革」は、北海道集治監の樺戸本監と空知・釧路・網走各分監の沿革と当時の現況をまとめた『集治監沿革調』の一部であり、『新旭川市史第六巻史料一』(旭川市史編集会議1993)に所収されている。『集治監沿革調』の表題に「帝国議会説明材料」という記載があるように、これは明治24年11月に始まる第二回帝国議会での予算審議に備えて短期間に作成されたものであった。樺戸本監が自監と各分監提出の沿革資料を未調整のまま道庁に送ったのは議会閉会の直前であり、当議会では使われなかった可能性が高い(旭川市史編集会議1993:339)。また、本文中に「本署創業ニ属シ諸帳簿等漸時整頓ニ赴クモ当初忽卒ノ際自然脱漏ナキヲ保セス然レトモ亦以テ事務繁閑ノ一斑ヲ知ルニ至ルヘシ」(釧路分監1891:465)との記載がある。その後何度も写本が作成され、近年になって『旭川市史資料第一集』と旭川市役所所蔵の写本類を調査して校合したところ誤写や脱文があり、改めて全面的に翻刻がなされた(旭川市史編集会議1993:337)。そのため、内容的には完璧とは言い難いが、当時の集治監の概要を知るうえで貴重な史料であるため、本稿において引用することにした。

8) 原と新島との関わりは、留岡(1912:388)が「明治十二年一月頃、新島先生の手帳の裏に」原の氏名と住所が記されていたと述べているように、すでにキリスト教徒としての親交があった。

## 4. 教誨事業

### (1) 原に続いて赴任したキリスト教教誨師

ここで原に続いて赴任したキリスト教教誨師たちのことを見ておくことにする。1890年7月24日付で釧路監獄署の大井上典獄は空知監獄署へ転任し、一時的に空知の教誨も原が兼任することになったが、空知にも専任の教誨師を招聘することとなった。その採用にあたって大井上は原に相談をし、その結果大井上典獄の名で番町教会牧師であった金森通倫に手紙を出して教誨師の斡旋を依頼した。これにより同志社卒業生の留岡幸助が91年5月に空知分監へ赴任することになる。その91年7月には北海道集治監官制が定められ、北海道集治監の本監を樺戸に置き、空知・釧路・網走を分監とし、本監及び各分監に順次教誨師が配置されることになった。北海道集治監（本監・樺戸）典獄に就任した大井上は、本監及び分監の教誨師をすべてキリスト教徒とすることにした。これにより、91年10月には阿部政恒が樺戸、篠宮拯吉が空知へ招聘されることになり、以後北海道の各集治監に同志社卒業生が次々と赴任していくことになる。さらに、92年に大塚素が招聘される際、大塚の日記に「明治二十五年七月（中略）小崎校長より呼ばれしかば行きしに、北海道に在る原胤昭氏より、斯る返書来たりしと示さる。即ち北海道に空知と釧路と二ヶ所に教誨師を要すれば、御申越ありたる人に來らるる様（後略）」（大塚1892：45）との記載があり、同志社卒業生の北海道集治監教誨師招聘には、原から小崎弘道同志社社長（校長）への依頼があったことが明らかである。原と小崎との関わりは79年に小崎が上京した頃に始まり、84年初に原が監獄改良を志し出獄人保護に献身することを相談した相手が小崎であった。小崎自身も感化院設立を企図するなど監獄改良に関心が深く、有志の卒業生を北海道集治監へ派遣し支援を行っていたと思われる。

北海道の各集治監におけるキリスト教教誨師<sup>9)</sup>の陣容とその在任期間は次のとおりである。原胤昭（釧路88年4月～92年11月、樺戸92年12月～95年11月連袂辞職）、留岡幸助（空知91年5月～94年3月辞職）、篠宮拯吉（空知91年10月～92年4月辞職）、阿部政恒（樺戸91年10月～92年3月、網走92年3月～94年10月辞職）、松尾音次郎（樺戸92年5月～93年1月辞職）、大塚素（釧路92年10月～95年10月辞職）、末吉保造（空知93年5月～95年11月連袂辞職）、水崎基一（樺戸93年8月～95年7月、釧路95年7月～95年11月連袂辞職）、山本徳尚（樺戸93年7月～95年8月、網走95年8月～95年11月連袂辞職）、中江旺（網走94年7月～95年8月辞職）、牧野虎次（十勝95年3月～95年11月連袂辞職）。

彼らは、明治20年代の社会問題とされる「監獄」の改良のために、人道主義的な立場から献身的な努力を行った。彼らは皆「只管に囚徒の友たらんことを期」し、「平民や貧民の友となる仕事を望み、「生命賭けで真剣に」職務を遂行したのであった（中央社会事業協会1933：102-108）。また、原はこれらのキリスト教教誨師や集治監職員ら有志者を募って「同情会」という組織を結成した。同情会は、1892年1月より囚人を対象に文書による教誨や教育を目的とする雑誌『同情』を発行し、第5輯から雑誌名を『教誨叢書』と改めた。『教誨叢書』第50輯発行の広告記事が『獄事叢書』第25号49頁に掲載されているため、第50輯まで発行されたのではないと思われる。それに加えて、原が樺戸（北海道集治監本監）に転任後のことであるが、同情会は94年4月より監獄官吏を対象とする月刊誌『獄事叢書』を刊行した。その内容は論説、特別寄書、雑録、獄務評論、時事、外報、衛生、官令、監獄学等であり、初刊は50頁、常刊は40頁であった。『獄事叢書』は96年6月7日発行の第25号まで刊行された。原はその編集を担当し、34編の論文を著した。その他にも原は北海道集治監（釧路・樺戸）在任中に監獄に関する雑誌への論文投稿を行った。それらは『大日本監獄協

9) 1893年にメソジスト教会の伝道師として樺戸に赴任し、原の監獄改良事業に影響を受けた生江孝之は『日本基督教社会事業史』において、彼らの連袂辞職に関して「氏等が一旦連袂辞職するや、多くは社会事業の汎ゆる分野に入り込んで活躍し、以って我が国今日の社会事業を造り上げたことは、まことに基督の一粒の麦、一粒の芥子種の譬へにも似て興味あり、又意義深いことである。此の意味に於いて明治二十八年の事件は我が基督教社会事業史の一割期をなしたものと云へやう。更に誇張すれば我が基督教教誨師一監獄改良が爾後の基督教社会事業を生むだとも云へる」と述べ、自らを含めて「北海道バンド」と称している（生江1931：134、136）。

会雑誌』5編、『警察監獄学会雑誌』2編、『監獄学雑誌』8編、及び『監獄雑誌』15編で内容は主に教誨論や海外の文献の翻訳等であった。

さらに、原は雑誌発行や論文投稿等の文筆活動だけではなく、講演活動も行ってた。その一例を挙げると、原は東京に出張した際、92年6月19日の日曜日、午前10時から番町教会で、午後7時からは本郷会堂において、「北海道に於ける教誨事業」という題目の講演を行っている。それに関する記事は、『基督教新聞』1892年6月24日付「東京教報」欄に「原胤昭氏 北海道釧路国標茶教会員にして釧路監獄の教誨師なる同氏は多年我国監獄改良の事業に熱心を以て従事せられし結果は延びて北海道全道の監獄事業に及び其功績大に見るべきものあるに至れり（後略）」と記されている。この講演の題目は「教誨事業」であるが、講演内容は「監獄改良」に関するものであったことは、記事の内容からも察せられる。このように、原は『基督教新聞』等の当時のメディアを活用し講演を行うことによって、監獄の問題を多くの人々に伝え、監獄改良に対する理解を深めてもらうと同時に支援を得ていたのである。

## (2) 原の用いた教誨方法

釧路集治監在任中の原は、公文書にどのように記録されているのだろうか。「釧路分監沿革」の教誨の項（釧路分監1891：456）には次のような記載がある。

本監創設ノ際ハ人ヲ得ス其職ヲ欠キシモ二十一年四月ヨリ本職員一人ヲ置キ監獄則定ムル処ノ時間ヲ以テ修身道義ノ教誨ヲナサシメ且ツ個人ニツキ身上ヲ調査シ犯罪ノ起因ヲ探究シ其状態性情ニ從ヒ特別ニ教誨ヲ与ヘ常ニ囚情ヲ視察セシメ其動静ニ從ヒテ個人教誨ヲナサシム其教誨ノ主義タル修身道義ノ大本ニ基キ彼レ囚人カ宗教心ニツイテハ其自由ノ發達ニ任スルニヨリ各其信仰帰依スル処ニ從ヒ教導ヲ守リ教誨執行ノ目的ヲ達スルニ功績アリ。

この史料が述べているように、「本職員一人」とは原のことであり、公式の教誨の時間には「修

身道義ノ教誨」を実施し、個人の状態に応じて「個人教誨」を実施していた。教誨においては、囚人個々の「信仰帰依スル処ニ從ヒ教導ヲ守リ」教誨執行の目的を達することで功績があったと評価されている。

そもそも日本において、教誨や教誨師が正式に制度化されたのは、1881年の監獄則改正時であった。さらに1889年にも監獄則が改正され、その第三十条に「囚人及懲治人には教誨師をして悔過遷善の道を講ぜしむ」と定められた。監獄則に伴う施行規則も制定されたが、教誨の実施に関しては各典獄の職権に委任されていた。そのため、教誨師の執務とは「常に囚人を教誨し細かにその心意を観察し改悛の如何を攻考するを以て職務とす、從て囚人に関する獄政に就ては典獄の諮問に与る」（原1896：434）のものであった。

では、原が実際に行っていた教誨とはどのようなものであったのだろうか、原の論文からその内容を見ていくことにする。原が行っていた教誨方法は5つに分類することができ、それらは「総囚教誨、特別教誨、休役教誨、臨房教誨、個人教誨」（原1896：434）であった。各々の概要を記すと、まず、「総囚教誨」とは「毎日曜日及大祭祝日に於て一堂に総囚員を集め道義上の教誨を施すもの」（原1896：434）であった。これは従来実施されていた一般的な教誨方法であり、教誨堂に多くの囚人を集めて講話を行うのであるが、原は宗教色のない道義教誨を実施していた。

「特別教誨」とは「囚人の事情を斟酌し分類して教誨を施すもの」で、特に「宗教の帰依者求道者を其志望の宗教によって分ち教誨する」場合は、その「宗教講話の教師には官設教誨師以外に志望の宗教家に囑託せらるるものなりしも適當の人を得ずして網走の外は仮に官設教誨師其役に當り基督教信徒及求道者に講話を託したり、網走分監に於ては真宗派の僧侶聖公会派の伝道師に志願者あり共に毎日曜日来て其志願囚人に宗教説教を施し」（原1896：434）ていた。囚人は各々希望する宗派の篤志教誨師の講話を聴くことが可能であり、常勤教誨師は原則として宗教講話を担当していなかったのである。これは、真に囚人の信教の自由を保障する先進的な教誨であったといえる。原は釧路在任中にこの「特別教誨」を実施してお

り、「特別教誨の席を設け、日曜学校の如き仕組で、教師としては釧路に於ては会慶慶義塾在学の吉増直太、宮内義利、大杉小作等の諸氏が従事した」（中央社会事業協会1933：98）と述べている。有志の囚人に対して特別教誨を行い、その講師としては「官設教誨師以外」の人物があたっていたのである。

「休役教誨」とは「囚人工作の間定められたる休憩時間あり此時工役場に臨み短教誨又は書籍の講義をなすもの」（原1896：434）であり、囚人たちの休憩時間に教誨や書籍の講義が行われた。

「臨房教誨」とは「毎夕罷役還房に際し就寝までの間監房を巡回して短教誨をなす其余の時間は囚人勉学の質問に答へ訓戒説話をなすもの」（原1896：434）である。釧路での臨房教誨について、原（中央社会事業協会1933：98）は「其頃釧路の囚人数は七八百、然るに教誨の職に在りしは私一人、外に一雇員渡辺亀吉氏と云ふ出獄人の改心者を採用して臨房教誨を助けさせた」と述べている。釧路集治監の囚人数は千名を超えることがしばしばあり、その多くは作業現場である外役所に分散して収容されていたため、原が一人で巡回して教誨を実施することは困難であった。そのため、兵庫仮留監在任中に神戸教会牧師の原田助より保護を委託された渡辺亀吉を釧路に呼び寄せ、教誨の補佐をさせていたのである。渡辺（1896：27）は自伝に「明治二十二年一月二十八日神戸監獄署を辞し同年二月監獄伝道の為め松山に赴き明治二十三年五月末迄同地に居りしがそれより同地を辞し同年六月十六日北海道釧路監獄に雇を命せられ明治二十四年十二月三十一日同所を辞し」と記しているように、90年6月16日から91年12月31日まで釧路集治監の雇として原の教誨を補助した。

「個人教誨」とは、「父母の喪に逢ひ免役せらるる時、又は獄則に違犯し懲罰せられし時、臥病の時個人に接して教誨するもの」（原1896：434）であった。原は「個人教誨」について「北海道集治監には個人教誨一室を設け囚人と教誨師の外相対すること無きもの恰も密室と云ふべき場所を設けあり（看守は戸外に警戒するもの）囚人の身上に係りたる訓戒勸諭又は懺悔を聞き個人適切の教誨を施したり、之れ予輩が教誨方法中の殊功ありしものと信ず」（原1896：434）と述べている。すな

わち、北海道の集治監においては、「個人教誨」のための個室を設け、その中で囚人と教誨師のみが相対し、囚人個々の事情に即した面談による教誨を実施していた。原は教誨方法の中でも特に「個人教誨」が効果的であると確信していた。

また、原は「予輩の教誨主義」として、「総囚員を教誨するには道義を説き、志願者に対しては宗教を講話す即ち監獄則の定めたる公式の教誨には道義教誨を用るを以てとなす」（原1896：431）と述べている。原は「総囚教誨」においては道義教誨を実施し、特に囚人が希望した場合に「特別教誨」として宗教に基づく講話を行うことを教誨の原則としていた。原にとって「道義教誨」とは「教誨者の心中に生きて働く所の道義即ち躬行実践する所の道義切言すれば教誨師其人の品格、真心、生命を自ら口に言ひ頭はし其幻影を囚人の腹中に推し囚人の心裏に教誨師其人を活現せしむる」（原1896：434）のものであった。加えて、原は「多年の実験上よりして堅く道義教誨と是認す」（原1896：432）と述べ、その理由を囚人が「公平に其教導を受けられたることによる」（原1896：433）としている。それゆえ、総囚教誨において宗教教誨を実施することは「囚人の宗教心を蔑視」（原1896：433）するものであるとし、あくまでも囚人の信教の自由を尊重していたのである。

さらに、1889年の監獄則改正の際に定められた分掌例の第28条において、教誨師の職務は「典獄の指揮を受け専ら已決囚及懲治人の教誨に従事し又懲治人及16歳未満の已決囚に読書、算術、習字等の学科を教授すべきものとす」とされ、教誨師は囚人の教育全般も担っていた。学齢時に就学することができなかった囚人たちのために文字の読み書きを教えることによって、「囚人が親戚を愛念する情の濃厚となりしより信書の往復増加し父母妻子を扶助するため、金を送るもの祖先へ香花を手向け経料を送る者、冗費を省き貯金の増加したる等は統計上明白に其変化」（原1896c：436）があったと原は述べている。

以上のように、教誨師は「典獄の諮問に与る」立場にあり、実際の職務は「囚人を教誨し細かにその心意を観察し改悛の如何を攻考」し、囚人たちの教育全般を担うものであった。原が志向していた教誨のあり方とは、囚人の信教の自由を尊重

した「公平」かつ「適切」な教誨であった。また、原が創案した「個人教誨」及び「臨房教誨」が北海道集治監においても実施され、「総囚教誨」の土台に「道義教誨」が据えられていたことを考え合わせるならば、原は前任地と同様北海道集治監においても大井上典獄から相当の裁量を与えられて教誨業務に携わっていたと思われる。

## 5. 出獄人保護事業

原にとって出獄人保護事業とは、北海道の地で果たすべき「第二之目的」(原1890:1252)であった。原は83年以降自宅を開放して釈放者を保護していたが、91年に至り更なる事業の発展のため釧路出獄人保護会<sup>10)</sup>を設立しようと試みた。それは、原の名義で10万坪、保護会の名義で40万坪の官有地の貸下げを受けようとする大規模な構想であった。原は「釧路出獄人保護会設立ノ趣意」を鈴木義正、上嶋職、小野田卓弥、福土謹吾らとともに発表、「釧路出獄人保護会規則」を作成し、「釧路集治監用地の貸付出願」を釧路郡長椎原国太に91年11月2日付で提出していた。しかしながら、釧路出獄人保護会の設立はなされず、結果的に幻に終わったとされ、重松によると「免囚保護の運動は一部利害関係者の強い反対と横槍によって、許可をみつつもその取消という感情のしこりを残した最悪の結果となっている」(重松1981:266)というものであった。

原(1930:13-14)は、釧路出獄人保護会が設立されなかった事情について、次のように述べている。

私が北海道釧路で囚人の教誨師をしてゐた頃、出獄人を保護する会を作った。該地方の郡長であり、その典獄であった人が第一の発起人なので、保護会へ貸下ぐべき墾成地百余町歩、其外未開山林原野は云ふまでもなく、農作小舎、農具、牛馬豚まで、金高にし

たら大した価格である。保護会の代表者は差し詰め、保護事業首唱の私で、愈々成立して発起人五六名の連印も済み、責任者のわたくしに捺印しろと云ふ事になった。所で私は書類を細かに験すると提出の年月日が違ふ、七八ヶ月以前の年月日である。不審に思つたづねると典獄や庶務課長、警守課長、作業課長等の右の発起人たちがいふには、「君、こうしておけば此の計画が成就して、我々の懐もふくれるのだよ」と 恰度此時に一部の官制が改革されて、新年度から典獄は郡長で無くなる。そこで新郡長へ官文書引継ぎ前に前年度の処務で、之を許可して了つた事に整理して置くと云ふ魂胆であつたのである。出獄人を保護教化しようと云ふ保護会の基本資財がかくの如き不浄な金でやれるものか、わたしは厭やだと云ひ放つて、此の計画を打ち破つて了つた。仲間が仲間だったから、免職は覚悟して、手に握つて居た印形をポケットに捻じ込んで、席を蹴つて立つた。

発起人はいずれも釧路集治監職員であり、小野田卓弥は札幌農芸伝習所卒業の農事教師で、囚人たちに農業を指導し更生を助け、原に感化されてキリスト教徒となった。小野田は原の同志である。鈴木義正は85年10月釧路集治監に赴任し、会計事務取扱、書記を歴任、86年4月から庶務課長、89年3月から川上郡書記、90年7月には副典獄兼川上郡長代理の職にあつた。上嶋職は看守長、警守課長であつた。福土謹吾は作業課長であつた。釧路出獄人保護会会長は二代目典獄の寺見機一であつた。

しかしながら、このように大規模な出獄人保護会を設立することはできなかったが、小規模の出獄人保護会を設立し活動を行つていたことを明示する文献が2つある。一つは、原の論文「宮内大臣の監獄御巡見に就て」の中で「土方久元<sup>11)</sup>殿に

10) 釧路出獄人保護会については安形(1995)に詳しい。「釧路出獄人保護会設立ノ趣意」及び「釧路出獄人保護会規則」の全文が安形(1995)に採録されている。

11) 土方久元(大一郎)は、東京府の前身である市政裁判所の判事であり、明治維新時、江戸市政が市政裁判所に引き渡された際、主任として南町奉行所を担当した。土方は、南町奉行所の筆頭与力であつた佐久間弥太吉長敬(原胤昭の実兄)を信頼して引継業務を一任した。佐久間が江戸市政と町奉行所の引継業務を滞りなく遂行したため、兄を補佐した原弥三郎胤昭も兄とともに土方から厚遇されることとなった。これ以後、土方は原の最良の後援者となる。

は深く罪囚を憐れみ、予を召して親しく其状況を聞き取られ、尚予輩が予て設立せし、北海道出獄人保護会のことについては厚く力を添へられたり」(1892: 15)と述べているものである。もう一つは『監獄学雑誌』(第3巻第3号42頁)の「宮内大臣の釧路分監巡見」という記事であり、それには土方久元宮内大臣が92年9月10日に釧路分監を訪問し、「標茶に設置ある出獄人保護会の農場出獄人が農作の現況をも親しく巡見せられ」と記され、さらに「大臣にも数百の囚人が罷役還房の出入煩雑なる際其静肅なりしを殊勝に思はれ中に年若の囚人あるを憐み教誨師へ種々物語りありと実に昔日は度外視されし監獄も今は至高なる官吏の巡見を辱ふし」という記載がある。この「至高なる官吏」による出獄人保護会への巡見が実現されたのは、土方が原とは旧知の仲で原の監獄改良事業を支援していたという背景があった。さらに、「宮内大臣による釧路集治監巡見」というトピックは、従来全く顧慮されなかった監獄や出獄人保護に関する世間の理解を深めることに資したものと思われる。

また、北海道での在勤中、原の自宅で行なっていた出獄人保護事業はどのようなものであったのだろうか。原(1925: 2)は、自宅での出獄人保護について、1925年発行の『出獄人保護』で次のように述べている。

「己れ共に囚るゝもの、如く囚者を念へ」との神の教を体し、囚者に同情し出獄人の保護に手を染め、明治十六年より胤昭の家庭を開放して之を収容し起居を共にして保護善導を試みた。始めは東京に於て、次いで神戸、北海道釧路樺戸に、再び東京に帰り事業を続行しつゝ、明治二十九年に至った。全然私設経営で此の間十四年間、保護人員三百五人、前科を見れば、強盗窃盗殺人放火等の重罪犯人であった。

ここで原が述べているように、83年から原の自宅で開始された出獄人保護事業は東京、神戸、釧路、樺戸で行われ97年に至り、総計305名を保護した。千名を超える囚人たちの教誨に携わるといふ激務の傍ら、自宅に釈放者を住まわせて寝食を共にし、毎年二十名以上の釈放者を更生に導いた経験は、彼に「必ず旧悪を悔ひて善に遷り正業を営める良民となるべきは胤昭が十数年の経験に徴し断乎として信ずる所」(原1897: 46-47)という堅固な信念をもたらした。この信念は、97年1月の英照皇太后の逝去に伴う恩赦により北海道の集治監から釈放され、原の保護を受けたいと希望した人々を迎えるために設立した「東京出獄人保護所原寄宿舎」の「出獄人保護並に寄宿舎設立の趣意」書の中で表明され、終生出獄人保護事業に携わっていく原の精神的基盤となった。

## 6. 伝道活動

原は釧路監獄署赴任直後から伝道活動を開始し、教会を設立することに尽力したが、それを支援したのは新島襄をはじめとする組合教会の人々であった。原は標茶教会設立に関して、前述の新島襄宛書簡で次のように述べている。「渡北後日も浅ク候へ共 主之特恩ニヨリ且各会友之御厚誼ニヨリ村上兄来北之勞ヲ蒙リ、シベチャ組合教会ヲ為シ候事感謝し、又会友之厚辱ヲ拝謝仕候、爾来会勢も日ニ相進ミ慶ヒ申候、小弟も事務頗ル激ニシテ伝道之余裕も無御坐候間、一人之地方伝道師ヲ得度相謀り居申候」(原1890: 1252)。この書簡の中で原は新島に村上俊吉<sup>12)</sup>を招いて「シベチャ組合教会」を設立することができたことへの礼を述べるとともに、その他の組合教会信徒たちに対する感謝の意を表明している。そもそも新島が北海道・空知を訪れて有志のために講演を行ったのは87年7月のこと<sup>13)</sup>であった。新島は夫人を伴って空知を訪問し、「独立教会」の設立を勧

12) 村上俊吉(1847.8.20~1916.6.14)は、旧三田(現兵庫県三田市)藩士で慶応義塾を卒業後、横浜の丸善に勤務した。その後神戸へ移り、75年に神戸教会で受洗した。同年より日本で最初のキリスト教週刊新聞『七一雑報』が発行されたが、村上はその編集長であり、『七一雑報』廃刊後も『福音新報』や『旭光』の編集にも携わった。また、邦人として二人目の牧師として兵庫教会に赴任し、90年には神戸教会の牧師も兼任した(日本基督教団神戸教会1992: 33)。原とは明治初年からキリスト教徒としての親交があり、『七一雑報』にも原の銀座における活動や原が経営に携わっていたキリスト教書出版社十字屋の記事が多く掲載されている。

13) 新島襄の空知訪問については、『基督教新聞』1887年10月12日220号3頁「北海道空知通信」に記載がある。

め、北海道の地に新たな教会が設置されることを強く望んでいた。そのため新島は標茶に組合教会が設立されることに協力を惜しなかつたのである。原が標茶における伝道活動や「シベチャ組合教会（以下、標茶教会と表記）」設立に言及している史料はこの書簡のみであるため、当時の『基督教新聞』等の関連史料を引用して、さらに詳しく見ていくことにする。

まず、『基督教新聞』265号1888年8月22日「教報」欄「釧路通信」には、「(前略) 標茶は釧路監獄署所在地にして原胤昭氏は罪囚の教誨を担当し傍ら求道者の為め日曜其他に於て聖書の講義をせられ候につき囚人中三十名斗熱心に聖書を研究するもの有(後略)」と記されている。そして、『基督教新聞』331号1889年11月29日「教報」欄「釧路国標茶教会新設」には、「前きの年神戸教会員原胤昭氏が司獄官の職を奉じて此地に至り世務に執掌せらるるの間に恒に心を伝道に留め只管力を尽されし甲斐ありて追々求道者も増加し来り遂に釧路国川上郡標茶に一の教会を新設するに至りければ本月三十日仮会堂に於て盛んなる設立式を挙行せらるるよし」とある。記事にあるように、原は赴任直後から監獄署内で日曜日に聖書の講義を行い、約30名の囚人が熱心に聖書を研究していた。加えて、職務の傍ら伝道活動にも尽力したため標茶の地に求道者が増加し、教会を設立することになったのである。

これらに続いて、『基督教新聞』1889年12月27日「教報」欄「北海道シベチャ教会建設式」には、「(前略) 移住民も追々播殖して従て求道者も其数を加へたり之れに於て同署教誨師原胤昭氏は奉務の余暇を以て兼て信者の為めに聖書研究会を設け講究中に二十余名の熱心なる信者を得たれば最早教会設立の必要を感ずるの深き遂に客月二十日組合諸教会より教師村上俊吉氏を派遣せられしにより九名の受洗者へ洗礼を請ひ同日午後六時喜ばしく建会式を全うせり因に日ふ同教会は組合教会に属し無牧師にして一名の礼拝委員と三名の執事を置き管理すると云ふ尚ほ信者益々増加するの勢なり(後略)」とある。この記事によると、89年11月20日に組合教会から兵庫教会牧師の村上俊吉の派遣を受けて9名が受洗し、午後6時から教会の建会式が挙行された。標茶教会は組合教会

に属し、無牧であるが、1名の礼拝委員と3名の執事を置いて管理された。

また、留岡幸助が91年9月から10月にかけて釧路を訪れた際に記した日記「羈旅漫録」(留岡1891)には、標茶教会を訪問したことが記されているため、原の教会活動について書かれた部分を引用する。日記には10月11日に「午前ノ安息学校ニテ話ス。集ル小供十五名。中々暖カナル集ニテ原君及他ニ心好当ナル教師親切ニ教ヘラル」、10月14日には「夜ハ『シベチャ』教会ニテ祈祷会アリ。諸氏ノ勸メ及余モ又勸話ヲナス。熱心ニ祈ル人等アリテ愉快ナリキ。又大ニ感情濃厚ナラシメタリ。原君実ニ親切ニ能ク世話セラレタリ」と記されている。原は安息学校や祈祷会等の活動をおして熱心に教会員たちを導いていたのである。

加えて、「空知教会関係者名簿」には、1890年の項に「大井上唯一 標茶教会より転入、大井上輝前男、明治24年樺戸美以教会に復帰、「篠宮拯吉 標茶教会より転入」等の記載がある(大濱1979:231)。標茶教会の信者は、地元の人々だけでなく、集治監関係者も多く、彼らの転勤によって教会員の数は増減していた。それゆえ、標茶教会は、無牧であったことや、熱心に世話をしていた原が樺戸に転勤となった後、95年末に連袂辞職したことなどの要因により、現存していないのである。

では、そもそも米国長老教会宣教師C.カロザース(Christopher Carrothers)より受洗したはずの原が設立に尽力したにもかかわらず、標茶教会が組合教会であったというのはどのような経緯によるものであったのか、ここで改めて考えることにする。原は74年に東京第一長老教会で受洗し、76年から79年までは他のカロザース門下の信徒とともに日本独立長老教会銀座教会(通称銀座教会)を設立し、信徒長老として活躍していた。その銀座教会とは、76年4月4日に東京第一長老教会から分かれて設立された独立教会であり、その財政的基盤を支えたのは原と教友の戸田欽堂であった。しかし、この二人の財力だけで独立教会を支えていくには限界があり、79年11月7日、原は形式的に放逐処分を受けて教会を去ることになった。銀座教会を出た原は、同月22日に教友の北原義道(翌80年6月から牧師となる)の自

宅で設立された日本基督一致教会に属する日本橋教会の一信徒となった。その後83年10月自由民権運動に関連する筆禍事件により収監され、獄中でチフスに罹患し、九死に一生を得て同年末に釈放された原は、監獄改良を志し出獄人保護に献身することを決意した。その志と活動を支えてくれたのは、小崎弘道、長田時行、阪部寔<sup>14)</sup>ら組合教会のメンバーであった。原は小崎との関わりによって、番町教会及び同志社との接点を持つことになる。長田は原の築地大学での学友であり、釈放後の心身ともに傷ついた原を支え、原に阪部を紹介した。阪部は兵庫仮留監典獄となり、原の職務を支援することになる。そして84年7月、兵庫仮留監教誨師として神戸に赴任した原は、日本組合神戸基督教会（神戸教会）の信徒となり、公私ともに同教会の人々の支援を受けた。それ以来標茶教会設立に至るまで、原は「神戸教会員」であった。それゆえ、原は組合教会信徒の支援を得て教会を設立し、標茶教会は組合教会の一教会となったのである。

## おわりに

以上のように、原の釧路集治監時代を読み解く鍵は、90年1月10日付で認めた新島襄宛書簡（原1890：1252）に集約されている。それはそもそも「シベチャ組合教会ヲ為」したことを新島に感謝するための私信であり、監獄における第一の目的であった「先年来北海道監獄ニ被行候不法残虐」行為をやめさせたことや、第二の目的であった「出獄人保護之事業」が甚だ「困却」していることを報告している。けれども、この書簡は単なる新島への感謝の意と原の現状報告を伝えるだけでなく、北海道集治監（釧路・樺戸）在任中の原

が、新島をはじめとする組合教会の信者たちの支援を得て職務を遂行するとともに、組合教会の信徒として伝道活動を行っていたことを示している。原が組合教会の信徒であったということは、原に続いて北海道の集治監に赴任したキリスト教教誨師たちがすべて監獄改良の志を持った同志社卒業生で独占されるということをもたらし、原もまた彼らの協力を得て北海道集治監の教誨を確立し、監獄改良事業を遂行することが可能となったのである。

さらに、同書簡で、原（1890：1252）は「監獄ノ方針に付而は内務之世論ハ前日ニ異リ、ヤ、進化致シ候ヘ共、北海道ハ道路開鑿業ニ囚徒ヲ役シ、費ヲ減セントスルヨリ変則ノ治獄不少、頗ル治獄之真ヲ失フ事アリ、遺憾ニ御坐候」と述べている。本来囚人たちの矯正を行うべき監獄において、教誨よりも北海道の開拓が最優先され、幹線道路造成のための苛酷な労働を囚人たちに課し、過労や栄養不足及び非衛生的な環境の中で囚人たちが倒れていく現実を行刑の基に反することだと原は遺憾に思っていた。それゆえ、原はこれ以後も囚人たちの矯正・更生に資するための教誨と彼らの置かれた環境を改善するための監獄改良事業に一層邁進していくことになる。

なお、原は92年11月28日付で北海道集治監（樺戸・本監）への出向を命ぜられるが、原の樺戸における事績、すなわち原が任務として行った教誨と監獄改良事業、出獄人保護事業、伝道活動、及び95年11月に北海道集治監を連袂辞職した真の理由について究明していくことは稿を改めて行うこととしたい。

14) 原は小崎、長田、阪部との関わりを次のように述べている。「私が筆禍に罹り在獄の日、熱病に斃れて甦りて暫く此の世の人となり、初めて教育集団の席に臨んだ時、私の瘦せこけた腕を擁して席に導き、私を介し且慰められたのは、長田兄であった。次で私は監獄改良を志し、出獄人保護に身を捧げんと決心した。其相談に与って下さったのが小崎兄で、私の当たらんとする仕事の中心人物が小崎兄の教会員阪部寔君（新設重罪監獄の典獄）であった。私は阪部典獄の下に職を執る獄吏の一員となり囚人教誨の職を任するのである」（原1923：3）。この「教友集団の席」とは、84年1月に美以女学校で催されたキリスト者の親睦会であった。この席で長田は原に阪部を紹介したとされている（留岡1898：689）。原が「監獄改良を志し、出獄人保護に身を捧げんと決心した」ことを相談したのが旧知の小崎であった。小崎と阪部は感化院設立を企図するなど、すでに監獄改良に対して多大なる関心と理解を持っていた。それゆえ、後に同志社社長となる小崎は、原から教誨師招聘に関する相談を受けて、留岡幸助ら同志社卒業生を北海道集治監へ赴任させることに尽力したのだと思われる。

## 参考文献

- 安形静男 (1995) 「更生保護史考 5 原胤昭免囚の父」『犯罪と非行』104, 197-231.
- 旭川市史編集会議 (1993) 『新旭川市史第六巻史料一』旭川市長坂東徹.
- 中央社会事業協会 (1933) 「北海道時代を回顧する座談会」『社会事業』17 (5), 92-108.
- 福島恒雄 (1982) 『北海道キリスト教史』日本基督教団出版局.
- 原胤昭 (1890) 「一月十日原胤昭」新島襄全集編集委員会 (1994) 『新島襄全集』第9巻下巻簡編, 同朋舎出版.
- 原胤昭 (1892) 「宮内大臣の監獄御巡見に就て」『教誨叢書』9, 12-18.
- 原胤昭 (1896) 「北海道集治監に在りし基督教徒の教誨事業の経歴」『日本宗教』1 (7), 431-437.
- 原胤昭 (1897) 「出獄人保護并に寄宿舎設立の趣意」『監獄雑誌』8 (2), 45-47.
- 原胤昭 (1923) 「出獄人の保護」『基督教世界』1044, 3.
- 原胤昭 (1924) 「懐古四十年」『社会事業』特別号釈放者保護, 7-13.
- 原胤昭 (1925) 『出獄人保護』原胤昭.
- 原胤昭 (1930) 「編者序」原胤昭編『刑罪珍書集 I 近代犯罪科学全集』武俠社, 1-17.
- 東邦彦 (1940) 「開拓史上の北海道集治監獄一流刑問題及び構外作業に関する一考察」財団法人網走監獄保存財団・高塩博・中山光勝 (1997) 『北海道集治監論考』弘文堂, 293-336.
- 北海道開拓記念館 (1989) 『集治監 第36回特別展目録一開拓と囚人労働』北海道開拓記念館.
- 北海道総務部行政資料室 (1969) 「囚人労働の解放原胤昭」『開拓の群像下巻』北海道, 163-169.
- 北海道総務部行政資料室 (1972) 「原胤昭」『北海道開拓功労者関係資料収録下巻』北海道, 62-63.
- 井上正明編 (1935) 『伯爵清浦奎吾伝』伯爵清浦奎吾伝刊行会.
- 刑務協会編 (1933) 「第二回行刑座談会記」『刑政』46 (9), 61-74.
- 刑務協会編 (1943) 『日本近世行刑史稿 上』黒笹庶幾.
- 小池喜孝 (1973) 『鎖塚—自由民権と囚人労働の記録』現代史資料センター出版会.
- 釧路分監 (1891) 「釧路分監沿革」旭川市史編集会議 (1993) 『新旭川市史第六巻史料一』旭川市長坂東徹, 453-503.
- 三栖達夫 (1998) 『原胤昭と標茶日記とその足跡』三栖達夫.
- 三田守一 (1886) 「釧路硫黄山報告」『日本鉱業会誌』22日本鉱業資料集刊行委員会編 (1991) 『日本鉱業史料集第十四期明治篇』白亜書房, 29-40.
- 三吉明 (1984) 『キリスト教社会事業家の足跡』金子書房.
- 室田保夫 (1998a) 『留岡幸助の研究』不二出版.
- 室田保夫 (1998b) 「『獄事叢書』解説」『別冊『獄事叢書』解説総目次索引』原胤昭編『復刻版獄事叢書』不二出版.
- 中尾文策 (1983) 「原胤昭」小川太郎・中尾文策『行刑改革者たちの履歴書』矯正協会, 88-107.
- 生江孝之 (1931) 「監獄改良事業と基督教徒」『日本基督教社会事業史』教文館.
- 日本基督教団神戸教会 (1992) 『近代日本と神戸教会』創元社.
- 小野義秀 (2002) 『日本行刑史散策』矯正協会.
- 大濱徹也 (1979) 『明治キリスト教会史の研究』吉川弘文館.
- 大塚素 (1892) 「日誌」『大塚素遺稿』三栖達夫 (1996) 『大塚素 日誌と友愛』三栖達夫, 43-128.
- 更科源蔵 (1949) 『弟子屈町史』弟子屈町役場.
- 標茶町史編纂委員会 (1966) 「原胤昭と集治監教誨」『標茶町史考前篇』標茶町.
- 重松一義 (1981) 『北海道行刑史』横書房.
- 重松一義 (1990) 「典獄大井上輝前の回顧と足跡」『中央学院大学総合科学研究所紀要』8 (1), 29-69.
- 重松一義 (2004) 『史料北海道監獄の歴史』網走監獄保存財団.
- 留岡幸助 (1891) 「羈旅漫録」留岡幸助日記編集委員会編 (1979) 『留岡幸助日記第一巻』矯正協会, 133-150.
- 留岡幸助 (1898) 「坂部寔と原胤昭と感化院」留岡幸助日記編集委員会 (1979) 『留岡幸助日記第一巻』矯正協会, 689.
- 留岡幸助 (1912) 「伝習録序」留岡幸助日記編集委員会 (1979) 『留岡幸助日記第三巻』矯正協会, 388.
- 若木雅夫 (1951) 『更生保護の父原胤昭』渡辺書房.
- 渡辺亀吉 (1897) 「渡辺亀吉君の自叙伝」『獄事叢書』25, 19-29.
- 矢野文雄 (1925) 『安田善次郎伝』安田保善社.

## Taneaki Hara's Days as the Prison Chaplain of Kushiro Shujikan

### ABSTRACT

Taneaki Hara is the pioneer of prison reform and rehabilitation of ex-convicts in Japan. The purpose of this study is to clarify his achievements as the prison chaplain of Kushiro shujikan, and as data to accomplish this clarification, sources such as Hara's diary, letters, and theses were used. When Hara was the prison chaplain of Kushiro Shujikan, he was involved in prison reform, instruction, rehabilitation of ex-convicts and Christian mission. In August 1887, when Hara was the prison chaplain of Hyogo Karyukan, he went away on business to Kushio Shujikan to inspect the situation of the prisoners. He saw an incident in which a prisoner was killed by a warden there. He was astonished to see the incident, and reported it to the Department of the Interior. He was requested to become the prison chaplain of Kushio Shujikan by the authorities concerned. So he became the prison chaplain of Kusiro Shujikan and exerted himself to abolish atrocities against the prisoners. He admonished the prisoners, making much of individual treatment. For example, he interviewed prisoners individually in the interview room. Hara's admonishment had a positive effect on the prisoners. And he helped with the rehabilitation of persons who had been discharged by hosting them at his house. He also pursued mission work there. In November 1889, he established Shibechea Church, receiving the support of the Congregational Church.

**Key Words:** Christian prison chaplain, prison reform, rehabilitation of ex-convicts